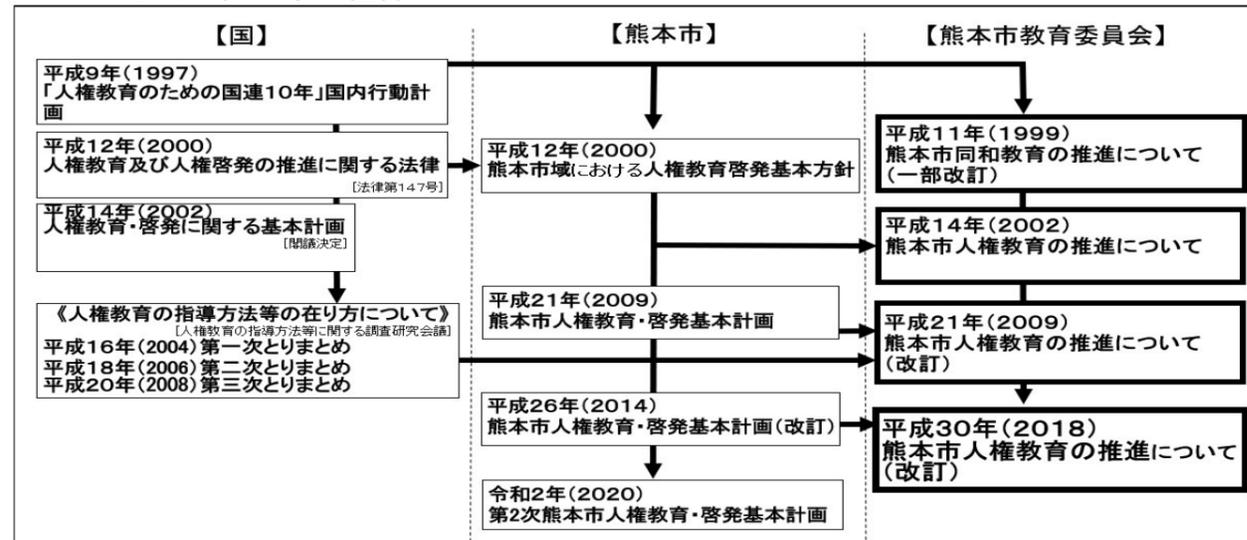


## I これまでの経緯と目標

### 1 これまでの国・市の経緯



本市教育委員会では、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人が自尊感情を高め、お互いを認め、支え合い、共に生きていく人権教育として、それまでの同和教育を発展的に再構築する取組を進めてきた。しかし、子どもを取り巻く状況は、いじめや暴力・虐待、情報化の進展に伴う人権侵害等、生命・身体の安全に関わる事態が懸念されている。また、次に関わるような人権問題も存在している。

同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ、水俣病ハンセン病回復者とその家族、原爆被害者、エイズ患者やHIV感染者、刑を終えた出所者等、犯罪被害者等インターネット、災害、アイヌの人々、難病患者、北朝鮮当局による拉致被害者等、ホームレスの人々  
自死遺族 等

そのような中、平成28年にはさまざまな差別の解消に向けた推進法も施行されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H28. 4.1)  
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H28.6.3)  
部落差別の解消の推進に関する法律(H28.12.16)

### 2 熊本市人権教育の目標

本市教育委員会は、これまでの成果を生かし、差別の現実に学ぶという姿勢を大切にしながら、学校教育及び社会教育を通じて、すべての人の人権が尊重されるための人権教育を推進していく。そのために、「熊本市人権教育の目標」を以下のように設定した。

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現れるようにすること

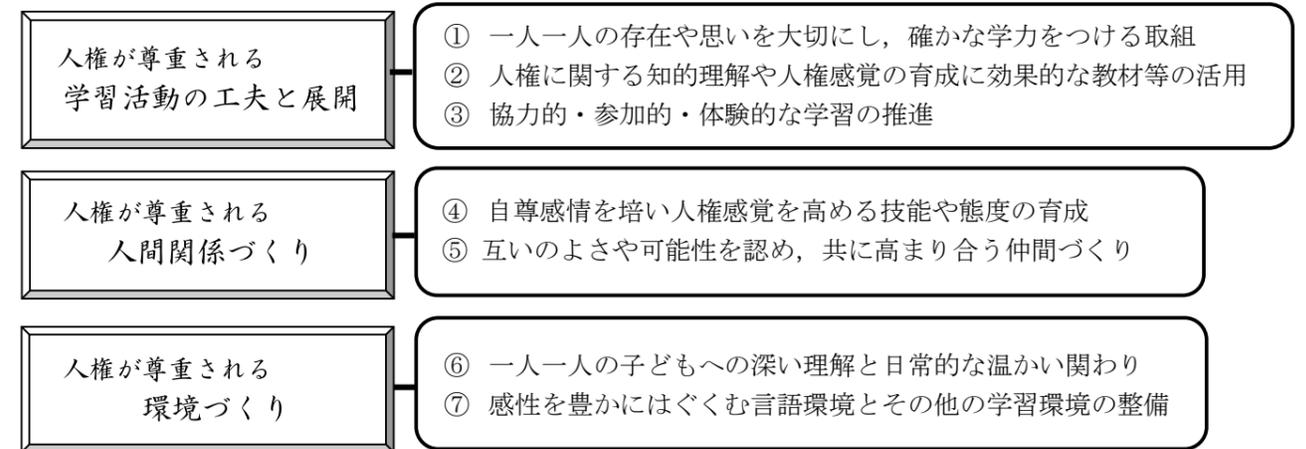
具体的には、自尊感情を高め、共感的に理解する力やコミュニケーションの力、人間関係を調整する力等を総合的に培う。

推進にあたっては、個人情報保護が配慮されるとともに教育の中立性が確保され、地域の実情を踏まえて、市民に広く理解が得られる取組にしていかなければならない。

## II 取組

### 1 学校教育

- すべての教職員の基本的認識の確立と組織的な取組の充実
  - 実効性のある教職員研修等の充実
  - 校長・園長のリーダーシップによる組織的・計画的な実践
- すべての教育活動を通じた人権教育の推進
  - 人権が尊重されるための3つの柱と7つの視点



- 家庭・地域・関係諸機関との連携及び校種間の連携
  - 家庭・地域・関係諸機関への情報発信と連携・協力
  - 校種間及び福祉施設等との連携による研修や交流の推進

### 2 社会教育

- あらゆる世代を対象とした人権教育・啓発活動
  - 社会教育施設等における効果的な情報発信と学習機会の充実
  - 人権教育・啓発を促進する指導者の養成
- 共生社会の実現に向け、主体的に取り組む市民の人権意識の高揚
  - 家庭・地域と学校が一体となった取組の推進
  - 福祉施設等との交流や多様な体験活動の推進
- 子どもたちの豊かな人権感覚をはぐくむ家庭教育の充実
  - PTA・家庭教育学級等への支援
  - 子育て関係諸機関との連携

